

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	事業革新設備等の特別償却（事業革新設備）			
税目（条文番号）	所得税、法人税 （租税特別措置法第 11 条の 3 第 1 項、第 44 条の 3 第 1 項、第 68 条の 21 第 1 項）			
見 直 し の 内 容	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）に基づく事業革新設備等の特別償却（ ）については、適用期限の延長を要望しない。</p> <p>（ ）事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、事業革新設備導入計画に係るものに限る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+ 3,800 百万円 （ 45,800 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 3,800 百万円 （ 45,800 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 3,800 百万円 （ 45,800 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置は、平成 11 年度に創設された後、平成 15 年度に対象設備の指定を撤廃するなど抜本改正を行った。抜本改正後は液晶ディスプレイなど世界的に技術開発競争が激化する分野等に活用され、同分野で台頭しつつあるアジアメーカーに対する我が国メーカーの競争力の維持・強化を図るなど一定の政策効果が得られたものの、抜本改正後の利用実績は 5 件に留まっている。これは本措置の対象となる設備等は産活法に基づいて、事業者がこれまで生産してこなかった新製品の製造設備であること（革新要件）、試験研究段階から量産段階に入る際に、これまで当該事業者が導入したことがない最初の設備であること（実証第 1 号機要件）、設備の設置費用が 10 億円以上であること（設備の規模要件）といった詳細は要件が定められており、現実には極めて限定的な利用とならざるを得ないためと考えられる。</p> <p>また本措置の目的は、企業が生産性向上を図るために革新的な設備投資を行う際に、これに伴う資金的リスクや技術的リスクを軽減し、中小中堅規模の企業も含めて潜在的な設備投資意欲を有する企業への投資インセンティブを付与するための施策であるが、現実の企業行動としては、量産段階前の実用化の一環における試作品開発プロセスで、量産を念頭に置いた一定の投資が行われ、本格量産開始時点では 1 号機としての投資は行わないなど制度と実態との間にギャップが存在しており、利用ニーズが乏しい要因となっている。</p> <p>よって本措置の延長要望は行わず、適用期限である平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止することとする。</p>			